

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成24年9月26日(水)午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室(本館1階)

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

飯島健太郎, 植田耕司, 海津祐司, 久保壽彦, 津田正慎, 森宏司, 森岡正樹, 山本昌仁, 湯浅浩明

(事務担当者)

青木光彦, 森田修(民事調停委員), 日根野新治, 藤井祥裕, 新見雅信, 大垣直人, 上馬場靖, 饒波岳人

4 議事

(1) 委員の異動の報告

事務担当者から, 裁判所委員1名, 学識経験者1名の交替の旨報告があった。

(2) 新任委員(裁判所委員)の自己紹介

(3) 委員長の選任

委員の互選により, 森宏司委員を委員長に選出した。

(4) 民事調停制度についての説明

説明者から民事調停の意義, 申立ての方法, 調停の進行, 調停事件数の推移について説明

(5) 民事調停委員による説明

事務担当者(民事調停委員)から, 実際に調停事件を担当して感じたこと, 留意していることについて説明

(6) 意見交換(「民事調停をより利用しやすくするための方策について」他)

発言要旨は, 別紙のとおり

(7) 次回の開催日程

平成25年2月5日午後2時から午後4時30分まで。

テーマは, 地方裁判所委員会のあり方について, 来庁者アンケートの結果について及び大震災発生時の対応についてとする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

1 民事調停をより利用しやすくするための方策について

調停や訴訟, 少額訴訟, 支払督促といった手続は, 申し立てる者がどの手続を利用するか選ぶのか。また, 調停を申し立てられた相手方には, 仕事の関係とか申立人の言うことに心当たりが全くない等の理由で拒否することができるのか。

一般の方には, それぞれの手続について説明するが, それだけでは難しいので, それぞれ利用した場合のメリット・デメリットも併せて説明した上で, 最終的に本人の意思で選んでもらっている。

拒否することができるかどうかについては, 調停に出てくるよう相手方に強制することはできないので, どうしても行きたくないということであれば, 話し合いはできず調停は不成立となる。ただ, 相手方から行きたくない旨電話があったような場合は, 担当書記官は, 調停について説明した上で, とにかく出席して話を聞いてもらいたい旨説得している。

調停に出てこない場合, 正当な理由がない場合は過料の制裁がある旨規定されている。ただ, 近畿の調停委員の会合では, 実際に過料を科したことがある裁判所はないと聞いている。

理不尽な申立てであるという場合は, 出てこなくてもいいということになるのか。

理不尽な申立てであると主張して出てこないのであれば, 相手方から出てこなくてもよいとするそれなりの根拠が示されているので, 正当な理由なく出てこない場合とは言えないと思う。

調停事件の中で, 弁護士が代理人として関わる事件の割合はどれくらいか。

今手持ちのデータを持ち合わせていないが, 感覚としては, 当事者の片方に弁護士の代理人が付いている事件が3割くらいかと思う。双方に弁護士の代理人が付く事件は少ない。

相手方の出席は強制できないとのことだが, 相手方が出席しない割合はどのくらいあるのか。

また, 調停に代わる決定で事件が終わる割合が高いが, この点について詳しく説明してもらいたい。

相手方が欠席したため調停ができない事件は, 感覚としては全体の数パーセントと思われる。

調停に代わる決定についてはどうか。

多重債務者が, 債権者を相手方として債務の弁済方法について話し合う調停として特定調停があるが, 特定調停では相手方である債権者は, ほとんど調停の期日には出てこず, 期日に調停委員と電話でやりとりを行っているのが実情である。期日に出てこない場合は, 調停案がまとまっても調停を成立させることができないため, その案を裁判所が定めた決定(調停に代わる決定)という形にすることで, 解決を図っている。

補足であるが, 調停に代わる決定は, 相手方が消費者金融会社などの場合, 本社が東

京にあることなどを理由に期日には出てこないが、事実上調停案に合意できたという場合に決定の形で行うことがほとんどである。消費者金融が盛んな頃は、このような事件が多く、従って調停に代わる決定で終わる事案も多くなっている。

ある事件について、どの手続を利用するのがよいかを判断するのは難しい。弁護士も法律相談でいろいろ事情を聞いて判断する問題であり、中立、公平な立場を求められる裁判所が、この手続がよいなどとアドバイスすることはなかなか難しいと思われる。裁判所が当事者にどの程度説明しているのか知りたい。

受付の段階では、公平な立場から、例えば証拠がどれくらい揃っているかとか突っ込んだ事情を聞いて、相談者に合いそうな手続を勧めるということとはできないと思う。

調停は、申立人と相手方の感情の対立を考慮して、話合いに同席させず、別々に調停委員が話を聞くのが通常ということだが、どの段階で同席させることになるのか。また、どのようなコンセプトで別々に話を聞くということになったのか。

大津では、調停の最初の段階では、当事者間の感情的な問題や意見の対立を考慮して、別々に話を聞くという形を取っている。しかし、調停が進んで成立段階に近づき、感情的対立などが緩んでくれば、同席してもらうことが多い。そして、調停が成立したときは、原則として同席してもらって合意の内容を説明している。最後まで当事者が顔を合わせることはないという事例はほぼない。調停期日で当事者を同席させるか別席とするかは、事件毎に考慮している。

特定調停とは異なり、一般調停については、年ごとの事件数に大きな変動がない。一般調停があまり利用されていないとすれば、どのようなことが障害になっているか御意見があればお聞きしたい。

弁護士に相談しなければ、どの手続を選択したらよいかかわからないというところに問題があるのではないか。裁判所の窓口で相談を受けて、そこで相談者に調停を利用してみようかという気になってもらえるのが理想ではないか。そのためには、裁判所で、一般人にとってわかりやすい資料やパンフレットを準備すべきではないか。

滋賀調停協会では、県内6支部の持ち回りで、年1回調停相談を行っているので参考までにお知らせする。

最近のシンジケートローンの約款には、期限の利益喪失条項に特定調停の申立てが入っているものがある。このことが、特定調停や、一般調停を利用した私的整理を阻害している一つの原因になっているのではないか。

調停制度には、相手方が応じなければ解決につながらないというデメリットもあるが、調停成立率は高いので、申し立ててもらえれば効果はあると考えている。このようにすればという何かアイデアがあればお聞きしたい。

交通事故の解決を調停でできるということを知らない人が多い。

調停の利用が伸びないのは、調停制度に対する幻滅感や期待感の薄さがあるのではないか。先ほど理由なく出席しない者への過料の話があったが、理由なく出席しない者にはきちんと過料を科していくべきだと考える。強制力があるということを示していかないと、調停に対する関心は高まらないのではないか。

2 調停委員の人選について

調停委員の人格・識見により調停への信頼感が決まるという部分があり、どのような

方に調停委員になってもらうかは非常に重要である。そこで、調停委員の適任者の確保をどのように行うかについて、皆様の意見をお伺いしたい。それに先立ち、まず現状について説明する。

現在、調停委員の採用について、公募という形式では行っていない。自薦・他薦を問わず、調停委員の選考に申込みをした人の中から選任している。実際には、社会生活上で裁判手続や調停手続に触れて調停制度に関心を抱いた人や、現職・元職の調停委員等から勧められた人が申し込まれている。それ以外には、高度な法律知識や専門的知識を必要とする場合に、各関係機関にお願いして推薦をしてもらうこともある。

裁判所としては、調停委員として適切な人材が埋もれているのではないかという懸念を持っている。例えば、商工会議所を通じて人材の確保を図れないか。

商工会議所をお願いして探してもらい推薦するというのはある程度可能かもしれない。

商工会には大きな企業はあまり加盟しておらず、商工会自体の存続をいかにするのが精一杯という現状でもある。また、裁判に関する用語は難しいものが多く、例えば商工会の総務の者がいきなり調停委員として裁判所に行っても仕事ができるのかと思う。裁判や調停は、専門の方にやってもらうのが良いと思う。

むしろ、大津地方・家庭裁判所が行っている来庁者へのアンケートがどのように活用されているかについて聞きたい。裁判所を利用する方は、裁判所に来ることに不安を感じたり、最終段階で来られるという中で、裁判所の対応が冷たかったとか、分かりにくかったというようなことが書かれていたりする。そのような意見が出ていることに対し、どのように対応するのか。

調停委員の採用について、仮に新聞等で公募するとなると、応募する者が殺到することになると思う。それがいいのか、今の方法を維持する方がいいのかは一概には言えない。